

判定対象建築物一覧表

| 業務区域 (都道府県) | 判定対象建築物 | 判定の業務を 行う事務所 |
|----------------|---|-----------------|
| 鳥取県 | 全ての建築物 | ジェイ・イー 本社 |
| 島根県 | 床面積が 2,000 m ² を超える建築物 | ジェイ・イー 本社 |
| 岡山県 | 次のいずれかに該当する建築物 ①延べ面積が 2,000 m ² を超える建築物 ②構造計算の計算方法が、限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別途指定するもの以外のプログラムによる計算によるもの | ジェイ・イー 本社 |
| 広島県 | 延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物 (法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による一の確認申請又は法第 18 条第 2 項の規定による一の計画通知における別棟(法第 20 条第 2 項の規定により別の建築物とみなすものを含む。)で延べ面積 1,000 m ² 以下の建築物を含み、法第 6 条の 2 第 1 項の指定確認検査機関を兼ねる一の法第 18 条の 2 第 1 項の指定構造計算適合性判定機関以外に法第 6 条の 3 第 1 項の規定による構造計算適合性判定の申請をすることができない建築物で、この指定確認検査機関に確認申請をするものを除く。) | ジェイ・イー 本社 |
| 山口県 | 次のいずれかに該当する建築物 ①延べ面積が 3,000 m ² を超える建築物(2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあつては当該部分) ②建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロの基準による構造計算等を行った建築物 ③他の判定機関が準則等の規定により判定できない建築物 ④上記①～③の業務の対象となる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物 | ジェイ・イー 本社 |
| 香川県 | 全ての建築物 | ジェイ・イー 本社 |
| 愛媛県 | 全ての建築物 | ジェイ・イー 本社 |

※ 当社は、当社に対する確認申請に係る建築物の計画については、判定の業務をお引き受けできません。